

主な添付書類の例

- ※ ご自身の受けている「年金給付の種類（年金コード）」については、「年金証書」を確認してください。
- ※ 審査の過程において下記以外の書類が必要となる場合がありますので予めご了承ください。
- ※ 手続に必要な書類の確認については、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。
- ※ 旧法の障害年金（年金コード0620、0330、0340）とは、原則として昭和61年4月1日前に年金を受ける権利が発生した年金をいいます。

年金給付の種類（年金コード）	加算の対象となる者	主な添付書類の例
<ul style="list-style-type: none"> ○障害基礎年金（5350、2650、6350） ○旧国民年金法の障害年金（0620） 	<ul style="list-style-type: none"> ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、または20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金証書、振込通知書等（届出者の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの） ○戸籍謄本（加算対象者との身分関係が確認できる書類） ○世帯全員の住民票（加算対象者との生計同一関係が確認できる書類） ○所得証明書等（加算対象者の収入に関する証明書） <ul style="list-style-type: none"> ・加算を希望する子が高等学校等在学中の場合は、在学証明書又は学生証等 ○児童扶養手当証書（配偶者が児童扶養手当を受けている場合）
<ul style="list-style-type: none"> ○障害基礎・厚生年金（1350） ○障害基礎・共済年金（1370） <p>※障害等級1級または2級の者に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、または20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子 ○65歳未満の配偶者 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金証書、振込通知書等（届出者の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの） ○戸籍謄本（加算対象者との身分関係が確認できる書類） ○世帯全員の住民票（加算対象者との生計同一関係が確認できる書類） ○所得証明書等（加算対象者の収入に関する証明書） <ul style="list-style-type: none"> ・加算を希望する子が高等学校等在学中の場合は、在学証明書又は学生証等 ○児童扶養手当証書（子の加算を希望する方で、配偶者が児童扶養手当を受けている場合）
<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法の障害年金（0330） ○旧船員保険法の障害年金（0340） <p>※障害等級1級または2級の者に限ります。 （職務上の船員保険障害年金は1～5級）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ○障害等級に該当する障害の状態にある子（年齢制限なし） ○配偶者（年齢制限なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金証書、振込通知書等（届出者の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの） ○戸籍謄本（加算対象者との身分関係が確認できる書類） ○世帯全員の住民票（加算対象者との生計同一関係が確認できる書類） ○児童扶養手当証書（子の加算を希望する方で、配偶者が児童扶養手当を受けている場合）